

平成29年度税制改正大綱～法人税～

平成29年税制改正大綱が、平成28年12月8日に公表されました。
その改正内容のうち、法人税の改正の概要についてお知らせいたします。

平成29年度税制改正で行われる法人税改革は、デフレ脱却・経済再生に向けた税制措置です。

確定申告書の提出期限の延長の特例の見直し

- 「4ヶ月」を超えない範囲内で税務署長が指定する月数の期間の確定申告書の提出期限の延長が認められます。

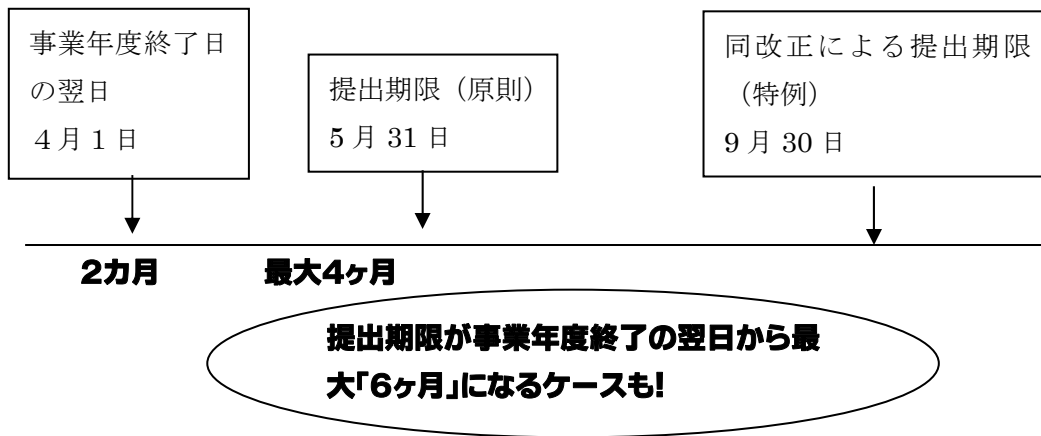
(1) 確定申告書の提出期限の延長の特例の見直し

確定申告書の提出期限の延長の特例について、次の見直しを行う。

- ① 法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより各事業年度終了の日の翌日から3月以内に決算についての定時株主総会が召集されない状況にあると認められる場合には、その定めの内容を勘案して4月を超えない範囲において税務署長が指定する月数の期間の確定申告書の提出期限の延長を認めることとする。
- ② 延長手続きの変更手続きを定める等の所要の措置を講ずる。

<例>

【3月決算法人】



役員給与の見直し

- 定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与の見直し

役員給与として損金算入が認められる三種類の給与について、次のとおり見直しを行います。

(1) 定期同額給与の見直し

税及び社会保険料の源泉徴収等の後の金額が同類である定期給与が追加されます。

(2) 事前確定届出給与の見直し

事前確定届出給与の範囲に、以下の①②の給与が追加されます。

一方で、③の給与が除外されます。

- ① 所定の時期に確定した数の株式を交付する給与
- ② 所定の時期に確定した数の新株予約権を交付する給与
(一定の新株予約権による給与は、事前の届出不要・市場価格のある株式等に限定)
- ③ 利益その他の指標を基礎に譲渡制限が解除される数が算定される譲渡制限付株式による給与

(3) 利益連動給与の見直し

① 算定指標の範囲

算定指標の範囲に、「株式の市場価格の状況を示す指標」と「売上高の状況を示す指標（利益の状況を示す指標又は株式の市場価格の状況を示す指標と同時に用いられるものに限る）」が追加されます。ここでいう「株式の市場価格の状況を示す指標」には、例えば、「株価」が該当するものと考えられます。

② 利益連動給与の算定で用いる指標の期間

当該事業年度の指標のみでなく、「当該事業年度後の事業年度」又は「将来の所定の時点若しくは期間」の指標を用いることができることになる。

これに伴い、損金経理要件に所要の見直しが行われます。

③ 利益連動給与の範囲

利益連動給与の範囲に、以下の(イ) (ロ) (ハ)の給与が追加されます。

(イ) 「利益の状況を示す指標」と「株式の市場価格の状況を示す指標」「売上高の状況を示す指標」(＝業績連動指標)を基礎に算定される数の市場価格のある株式を交付する給与で確定した数を限度とするもの。

(ロ) 業関連動指標を基礎として算定される数の新株予約権を交付する給与で確定した数を限度とするもの(行使により市

場価格のある株式が交付されるものに限定)

(ハ) 業績連動指標を基礎として行使できる数が算定される新株予約権による給与(行使により市場価格のある株式が交付されるものに限定)

④ 対象法人

現行、一定の要件を満たして損金算入できる利益連動給与のうち、同族会社が支給する給与は対象外だが、「同族会社のうち非同族法人との間に完全支配関係がある法人」の支給する給与が新たに対象となります。

研究開発税制の見直し

- 試験研究費の範囲の見直しが行われ、「対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究のために要する一定の費用」が追加されます。
- 税額控除率の見直しが行われます。

試験研究を行った場合の税額控除制度について、次のとおり見直しを行います。

(1) 試験研究費の範囲の見直し

試験研究費の範囲に、「対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究のために要する「一定の費用」が追加されます。

一定の費用とは・・・対価を得て提供する新たな役務(新サービス)の開発を目的として行う業務に要する費用

<業務>

◎大量の情報を収集する機能を有し、その全部又は主要な部分が自動化されている機器又は技術を用いて行われえる情報の収集

◎その収集により蓄積された情報について、一定の法則を発見するために、情報解析専門家により専ら情報の解析を行う機能を有するソフトウェア(これに準ずるソフトウェアを含む)を用いて行われる分析

◎その分析により発見された法則を利用した新サービスの設計

◎その発見された法則が予測と結果の一致度が高い等妥当であると認められるものであること及びその発見された法則を利用した新サービスがその目的に照らして適当であると認められるものであることの確認

<費用>

◎原材料費、人件費(その業務に専ら従事する情報の解析に関する専門的な知識を有すると認められる者(情報解析専門家)に係るものに限る。)

◎経費(外注費にあっては、これらの原材料費及び人件費並びに外注費以外の経費に相当する部分に限る)

◎委託費(これらの原材料費、人件費及び経費に相当する部分に限る)

(2) 総額型の税額控除率の見直し等

いわゆる総額型・増加型・高水準型・O I型の研究開発税制について、税額控除率やその上限、適用期限の延長等が行われます。

総額型(試験研究費の総額に係る税額控除制度)

① 税額控除率等の見直し

総額型について、下記のとおり、試験研究費の増減割合に応じた税額控除率に改組されます。

改正後	
区分	税額控除率
5% < 増減割合	9% + (増減割合 - 5%) × 0.3
-2.5% ≤ 増減割合 ≤ 5%	9% - (5% - 増減割合) × 0.1
増減割合 < -2.5%	6%

(現行：試験研究費割合に応じ、8～10%)

② 税額控除率の上限引上げ(2年間の時限措置)

総額型の税額控除率の上限は、原則「10%」だが、2年間の時限措置として、「14%」に引き上げられます。

その他の時限措置

(1) 高水準型(平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除制度)の適用期限の延長
適用期限が2年延長されます。

(2) 試験研究費の額が平均売上金額の10%超の場合の上乗せ措置

試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合、「高水準型」の適用に代えて、以下のとおり、「総額型」の控除税額の上限(当期の法人税額の25%)に一定の金額を上乗せできます。

中小企業経営強化税制の創設

●既存の中小企業投資促進税制の上乗せ措置について、中小企業経営強化税制として独立した税制が創設されます。

●対象設備に全ての器具備品及び建物附属設備が加えられます(2年間の時限措置)

対象事業者	青色申告書を提出する中小企業者等で、経営力向上計画の認定を受けた事業者	
税制措置	中小企業者等	即時償却又は税額控除(取得価額の7%)
	特定中小企業者等	即時償却又は税額控除(取得価額の10%)
期間	平成29年4月1日から平成31年3月31日までの取得等	
他の税制との調整	税額控除を適用する場合、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業等活性化税制との税額控除の合計が、当期の法人税額の20%までが上限	

<対象設備>

特定経営力向上設備等で一定規模以上のもの

経営力向上設備等（中小企業等経営強化法に規定する次の設備）			収益力強化設備	一定規模
	生産性向上設備			
	販売開始時期	生産向上要件		
機械装置	10年以内	旧モデル比で年平均1%以上生産性が向上	年平均5%以上の投資利益率が見込まれると経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載されたもの	一台又は一基の取得価額が160万円以上
工具（測定工具及び検査工具に限る）	5年以内			一台又は一基の取得価額が30万円以上
器具備品	6年以内			一台又は一基の取得価額が30万円以上
建物附属設備	14年以内			一の取得価額が60万円以上
ソフトウェア	5年以内	不要		一の取得価額が70万円以上

中小企業投資促進税制・商業等活性化税制の期限延長

- 対象設備から「器具備品」が除外されます
- 適用期限が2年延長されます。

中小企業投資促進税制については、対象設備から「器具備品」を除外した上で、適用期限を2年延長（31年3月31日まで延長）し、商業等活性化税制も併せて適用期限を2年延長（31年3月31日まで延長）する。

地域未来投資促進税制の創設

- 青色申告法人が地域中核事業計画の認定を受け、一定の設備を取得等した場合には、特別償却又は税額控除の選択適用が認められます

青色申告をする法人が地域中核事業計画の認定を受け、一定の設備を取得等し、その計画に基づく事業の用に供した場合には、特別償却又は当期の利益の法人税額の20%を上限に、税額控除の選択適用が認められます。

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	取得価額の4%
建物・建物附属設備・構築物	20%	取得価額の2%

所得拡大促進税制の拡充

- 一定の賃上げを実現した場合、税額控除の上乗せ

賃上げを促すための措置として、平均給与等支給額に係る要件について、一定の賃上げを実現した場合には、以下の通り税額控除の上乗せが認められる。この制度は29年4月1日以後開始する事業年度から適用されます。

中小企業等については、中小企業等以外の法人と同様の賃上げを行うと、さらに上乗せした税額控除が受けられます。

<適用要件>

	改正前	改正後
全法人	雇用者給与等支給額 ≥ 基準雇用者給与等支給額 × 一定割合	改正なし
全法人	雇用者給与等支給額 ≥ 比較雇用者給与等支給額	改正なし
中小企業者等以外の法人	平均給与等支給額 > 比較平均給与等支給額	平均給与等支給額 ≥ 比較平均給与等支給額 × 102%
中小企業者等	平均給与等支給額 > 比較平均給与等支給額	改正なし

<控除税額>

	改正前	改正後
中小企業者等以外の法人	雇用者給与等支給増加額 × 10%	雇用者給与等支給増加額 × 10% + (雇用者給与等支給額 - 比較雇用者給与等支給額) ※ × 2% ※雇用者給与等支給増加額を上限
中小企業者等	雇用者給与等支給増加額 × 10%	同上 ただし、中小企業者等以外の法人の適用要件を満たす場合には、上記2%の控除割合を12%とする。